

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和5年4月24日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年4月24日(月) 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
10 狐塚 正直	12 山崎 幸行	13 大谷 朗	14 泉田 裕美
15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基		

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔太
主 事	赤羽根 大祐		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地 利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第8号	栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願出による同意 について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第6号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第7号	農地法第5条の規定による届出受理の取消報告について

**開会の宣言**

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年4月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

**議事録署名**

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、8番平本勲委員、10番狐塚正直委員をお願いいたします。

**会議書記指名**

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

**議事**

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

赤羽根主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、野中町及び大平町川連等において米を中心に作付しております。このたび売買により取得することとなりました。農地取得後は、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番から3番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。譲受人が同一であるため、一括でご説明いたします。

譲受人は、西方町本城及び壬生町において米を作付しております。申請地は以前から譲受人が一体で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、西方町元において米を作付している認定農業者です。このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、空き家付属農地の取得に伴う申請です。

譲受人は岩舟町和泉に在住しており、現在作付は行っておりませんが、過去10年間の農作業歴を保持します。申請地は空き家に付属しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後はトマト等の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いいたします。北部調査委員長お願いいたします。

北部調査委員長  
(正田委員)

今回の北部調査委員長の4番正田です。

今回は私と14番泉田委員、18番石塚委員の3名と事務局2名で、20日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が4件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いし

ます。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長  
(佐山委員) 今回の南部調査委員長の20番佐山です。  
今回は、私と7番柴委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で、21日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。  
今回南部の申請は、所有権移転1件の申請がありました。  
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

平本委員 8番平本です。  
2番と3番ですが、経営面積が0ですが、耕作の実績など事務局は把握しているのですか。

赤羽根主事 壬生町において耕作しておりますが、相対契約であるため台帳上は耕作面積が0です。申請地もこれまで譲受人が相対契約で耕作してきた農地です。農機具も一式揃っているため、特に問題ないと思われま

平本委員 農地取得後も、経営面積が50aに満たないが、今回、下限面積要件が廃止されたことにより認められる案件ですか。

田中主任 そのとおりです。農地法が改正され許可ができるようになった案件となります。

議長 他にございますか。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書の4ページをご覧ください。

今回は、5件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族2人で居住しておりますが、将来の出産を見据え、幼稚園や小学校が近い申請地において住宅の建築を計画しました。農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、市外に勤務し家族4人で居住しておりますが、子供の成長を考え、学校が近く、通りが穏やかである申請地において住宅の建築を計画しました。農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当しません。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、小学校が近くにある申請地において住宅の建築を計画しました。農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため例外規定に該当します。取水は上水道、排水は集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査 4番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、2人目の子供の出産のタイミングで賃貸住宅から引っ越し、現在は両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い、将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。持ち家を構えるにあたり、実家近くである今回の申請地を選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、駐車場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、令和4年11月に駐車場を目的とした5条転用許可を受けていましたが、今回、隣接する太陽光発電所の進入路部分も駐車場として利用するため、面積を拡大し許可を得ようとするものです。太陽光発電所の進入路については、維持管理のために年に数度利用する程度であるため、その際には駐車場の通行が可能であるため問題ないとの書面が提出されており、支障ないものと考えます。農地の区分は農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水排水は無く、雨水は自然浸透です。なお、議案3号2番が関連議案となっております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(正田委員)

今回北部は、一般住宅の申請が3件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 (佐山委員)	<p>今回南部は、一般住宅の申請が1件、駐車場が1件、合計2件の5条申請があり、関連する事業計画変更申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、2番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>事務局および調査委員長の説明のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番について、10番狐塚委員お願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。</p> <p>この案件ですが、この地域は最近新しい住宅も増えて、集落接続ということで問題ないと思いますのでご審議よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>番号4番について、13番大谷委員お願いします。</p>
大谷委員	<p>13番大谷です。</p> <p>4番の案件は、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>番号5番について、20番佐山委員お願いします。</p>
佐山委員	<p>20番佐山です。</p> <p>地図を見ていただくと、申請地の道路の反対側に譲受人の工場があります。申請地は工場に隣接しており、単に売買がもれてしまったという簡単な理由です。議案3号2番と関連があります。問題ないかと思えます。よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございません</p>



か。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書の6ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、太陽光発電設備のパネル枚数変更の申請です。地図は5ページです。

本申請は、令和4年4月27日付にて農地法第5条の許可済みの案件ですが、当初予定していたパネルが生産中止となったため、別のパネルを導入することにより枚数が増えるものですが、枚数は減っておりますが、1枚当たりの面積は大きくなっており、変更後の土地利用計画図を確認すると、満遍なくパネルが配置されていることから、面積の妥当性等もやむを得ないものと考えます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、議案第2号でのご説明のとおりです。

以上2件の申請については、事業計画変更後の農地転用事業が許可基準により許可相当であると認められること等から、事業計画変更を承認することについてやむを得ないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長 (正田委員) 今回北部は、太陽光発電設備に関する事業計画変更の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

- ます。
- 議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。
- 南部調査委員長  
(佐山委員) 南部は、先ほど5条に関連する駐車場が1件ありました。  
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 田沼主査 議案書の8ページをご覧ください。  
今回は5件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。  
  
1番については、地図は6ページです。  
申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)  
  
2番3番については、一体で同一の申請事由のため一括で説明いたします。地図は7ページです。  
申請地は2筆で、航空写真等により、平成10年以前から境内地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

ださい。

(写真説明)

4番については、地図は8ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、地図は9ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、昭和41年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(正田委員)

今回北部は、1件の申請がありました。

20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(佐山委員)

今回南部は、4件の申請がありました。

4件は20年以上境内地、雑種地、宅地として利用されてきたことを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。

番号1番について、19番大塚委員お願いします。

大塚委員 19番大塚です。  
農振除外から始まり、非農地証明願になった案件です。6人の共有名義で相続した財産を処分したいと相談があり、今回の申請になりました。問題ないと思われまますので、よろしくお願いします。

議長 番号2、3番について、2番高際職務代理者お願いします。

高際職代 2番高際です。  
2、3番の案件ですが、以前から境内地として利用しており、事務局および調査委員長の報告のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 番号4、5番について、13番大谷委員お願いします。

大谷委員 13番大谷です。  
4、5番の案件につきましては、事務局および調査委員の説明とおりです。現地調査をしたところ特に問題はないので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。  
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて121件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する1件5筆、約143aであります。事務局の説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されました。

主な改正ポイントは、一つ目が全市町村で令和7年3月までに「地域計画」を策定すること、二つ目が、市町による「農用地利用集積計画」と農地バンクによる「農用地利用配分計画」が廃止され「農用地利用集積等計画」に統合されることです。

配分計画という議案は今月からなくなり、バンク法による農用地利用集積等促進計画となります。市町による「農用地利用集積計画」も、地域計画の策定をもって、令和6年度で廃止となります。

令和7年4月からは本日の議案第5、6号もバンク法による農用地利用集積等促進計画にかわり、地域計画と農用地利用集積等促進計画により集積集約を進めることとなります。説明は以上です。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第3審議事項の追加議案として、議案第8号「栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任願出による同意について」を議題とします。事務局より議案追加の理由について説明をお願いします。
- 小松原副主幹 今月の総会資料送付後、4月21日付けで皆川地区を担当する農地利用最適化推進委員寺内茂氏より、若色会長あてに辞任願が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条には「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」また、推進委員の選任に関する要綱第8条に「欠員が生じた場合は、速やかに推進委員の補充に努めなければならない」との規定があります。  
つきましては、この件について早急に対応する必要がありますので、追加議案として上程させていただき、ご審議いただきたいものがあります。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言が無いようですので、採決いたします。  
議案第8号について、議案を追加することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第8号を追加することに決定いたしました。  
それでは、事務局より議案第8号の説明をお願いします。
- 小松原副主幹 追加議案書の1ページと2ページをご覧ください。  
栃木5地域、皆川区域の寺内茂推進委員氏より、身体の故障により辞任したい旨の辞任願が4月21日付で提出されました。農業委員会等に関する法律第23条には「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定

があります。身体の故障は正当な事由に当てはまると考えられます。つきましては、本農業委員会の意見を決定願いたく、ご審議よろしく願いたいします。

議長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

大塚委員 19番大塚です。  
後任については、農業委員と同じように補充の募集を行いますか。それとも以前応募のあった方が、繰り上がりすることを考えていますか。

小松原副主幹 改めて募集をします。推進委員は農業委員と違い担当地域を定めているため、栃木5地域皆川区域の推進委員を募集することになります。ここで皆様の同意をいただければ、5月上旬から28日間の期間を設けて募集をかけたいと思います。その結果をうけ6月総会に審議いただきたいと考えています。定員が1名になっていますので、2名以上の応募があった場合は、総会の中で決定することになります。

議長 他にございますか。  
(発言なし)

議長 発言が無いようですので、決定いたします。  
議案第8号について、願出のとおり決議することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第8号は願出のとおり決議することに決定いたしました。

小松原副主幹 補足になりますが、後任募集については、先ほど申し上げたとおり、推進委員の選任に関する要綱第8条に「欠員が生じた場合は、速やかに推進委員の補充に努めなければならない」との規定がありますので、農業委員会等に関する法律施行規則第7条第2項の規定に基づき、おおむね1か月間募集することになります。また、後任の方は、栃木5地域皆川区域の農地利用最適化活動を行っていただくこととなりますが、広く市内外から募集することになります。

なお、事務局としては5月9日～6月5日を募集期間とし、6月総会において後任の推進委員を決定したいと考えております。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。  
次に、日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第7号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。  
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年4月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時53分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (平 本)

署名委員 \_\_\_\_\_ (狐 塚)